

ハートケア朝里中央 訪問看護事業所 運営規程

【訪問看護・介護予防訪問看護】

（事業の目的）

第1条 医療法人北光会が開設するハートケア朝里中央訪問看護事業所（以下「事業所」という。）が行う訪問看護及び介護予防訪問看護の事業（以下「事業」という。）は、事業所の看護師等が、要介護状態又は要支援状態にあり、主治医が指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の必要を認めた高齢者に対し、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すことにより、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とする。

（事業の運営方針）

第2条 訪問看護の提供に当たっては、要介護者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。

2 介護予防訪問看護の提供に当たっては、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

3 事業の実施に当たっては、市町村、地域包括支援センター、居宅介護（介護予防）支援事業者、その他保健・医療・福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称及び所在地）

第3条 この事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名 称 ハートケア朝里中央 訪問看護事業所
- 2 所在地 小樽市新光1丁目21番5号

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- 1 管理者 1名（常勤兼務）

管理者は、事業所の従業者の管理、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の利用の申込みに係る調整、主治医との連携・調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

- 2 看護師等 看護師 2.5人以上

看護師等（准看護師は除く。）は、訪問看護計画書及び介護予防訪問看護計画書、報告書を作成し、利用者又はその家族に説明する。

看護師等は、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日、営業時間、サービス提供日、サービス提供時間は次のとおりとする。

- 1 営業日 : 月曜日から金曜日までとする。
ただし、年末年始(12月30日～1月3日)・祝日を除く。
- 2 営業時間 : 8時45分から5時15分までとする。
- 3 サービス提供日 : 月曜日から金曜日までとする。
ただし、年末年始(12月30日～1月3日)・祝日を除く。
- 4 サービス提供時間 : 9時00分から5時00分までとする。

(指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の内容)

第6条 指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の内容は、次のとおりとする。

- ① 訪問看護計画書等の作成
- ② 状態の観察
- ③ 身体の清潔援助
- ④ 床ずれの処置及び指導
- ⑤ カテーテル類の管理
- ⑥ リハビリテーション
- ⑦ 栄養に関する援助
- ⑧ 排泄に関する援助
- ⑨ 療養環境の整備
- ⑩ 家族への看護指導及び介護支援・相談
- ⑪ ターミナルケア
- ⑫ 認知症患者の看護
- ⑬ その他医師による医療処置や医療機器の管理

(利用料等)

第7条 訪問看護等を提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとする。また、当該訪問看護等が法定代理受領サービスであるときは、利用者の介護保険負担割合証に記載された割合の額とする。

2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

- ① 実施地域以外から片道10キロメートル未満 無料
- ② 実施地域以外から片道10キロメートル以上 1,000円
- ③ 死後の処置料は、20,000円とする。

3 前二項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は小樽市内全域とする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 看護師等は、訪問看護及び介護予防訪問看護を実施中に、利用者に病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。

2 看護職員は、前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第10条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。

(その他運営に関する重要事項)

第11条 事業所は、看護師等の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 1 採用時研修 採用後1ヵ月以内
継続研修 年6回
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業者は、訪問看護等の提供に関する記録を整備し、その完結の日から2年間保管する。(医療及び特定療養費に係る諸記録等は3年間、診療録は5年間保管とする)
- 5 事業所は、適切な訪問看護サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、医療法人北光会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(個人情報の保護)

第12条 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。

(苦情に対する対応方針)

第13条 事業者は、自らが提供したサービスに係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応する。

2 事業者は、自らが提供したサービスに関し、介護保険法の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って行う。

(人権擁護・虐待防止)

第14条 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、事業所の従業者に対し、研修の機会を確保しなければならない。

(暴力団排除)

第15条 事業所を運営する当該法人の役員及び事業所の管理者その他の従業者は、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。次項において同じ。）であってはならない。

2 事業所は、その運営について、暴力団員の支配を受けてはならない。

(ハラスメント対策の強化)

第16条 職場におけるハラスメント防止のために雇用管理上の措置を講じる。なお、ハラスメントについては、上司・同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるものも含まれる。

1 事業主が講じるべき措置の具体的内容

- ・職場におけるハラスメントの内容及びハラスメントを行ってはならない旨の方針を、従業者に周知・啓発すること。
- ・相談（苦情を含む）に応じ適切に対応するために必要な相談対応のために、担当者や窓口をあらかじめ定める等の体制を整備し、従業者に周知すること。

2 事業者が講じる事が望ましい取り組みについて

- ・相談に応じ、適切に対応するために必要な整備。
- ・被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、1人で対応させない等）。
- ・被害防止のための取組（マニュアル作成、研修の実施、業種・業態の状況に応じた取組）。

(身体的拘束等の適正化の推進)

第17条

1 事業所の運営規程に以下を規定する。

- ・利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。
- ・身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないと定める。

(高齢者虐待防止の推進)

第18条

1 事業所の運営規程に以下を規定する。

- ・虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的を開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
- ・虐待防止のための指針を整備すること。
- ・従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的を実施すること。
- ・上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(感染症や災害への対応力向上)

第19条

1 事業所の運営規程に以下を規定する。

- ・業務継続計画（BCP）を策定し、それに関する研修の実施及び見直しを定期的に行うこと。

附 則

この規程は、2022年11月 1日から施行する。

2025年 4月 1日 改正